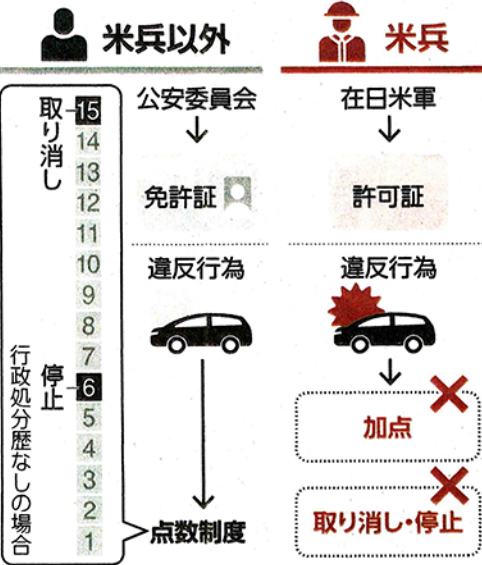


死亡事故後に「週4回運転」

米兵 違反しても行政処分なし

「米軍が優遇されたまま」と、同じような事故が繰り返される。息子の死は何だったのか。昨年9月、神奈川県横須賀市で起きた米兵による交通事故で息子の伊藤翼さ

米兵は交通違反をしても点数がつかない



自宅には事故時に乗っていたバイクに乗る伊藤さんの写真も飾られていた＝横須賀市

告の米兵は事故後に「車を週4回ほど運転していた」と述べた。軍は運転について制限しておらず、基地内にある仕事場から自宅までの通勤に使っていたという。

米兵やその家族らは軍発行の許可証があれば日本の公道も運転できる。日米地位協定にもとづく措置だ。米兵らが交通違反をした場合、刑事事件になることもあるが、行政処分は受けない。警察が違反の内容を米軍に伝えるだけだ。

一方、各都道府県の公安委員会が発行した免許証で運転する人は国籍にかかわらず、違反すれば行政処分を受ける。違反内容に応じて加点される。点数制度は、運転者が違反を繰り返さないためのものだ。死亡事故を起こせば免許の停止や取り消しといった厳しい処分が

下される。

交通問題に詳しい高山俊吉弁護士は「米軍関係者は日ごろから日本の交通ルールを守らなければならぬ」と指摘。軍の「米兵に対する交通安全教育の実態も明らかにしていない」とした上で、「そのような状態で日本の公道を運転することを許している政府もおかしい」と訴える。

横須賀市内では今年に入っても、米兵の車による死傷事故が発生。2月に80代男性が重傷を負い、4月には40代男性が亡くなった。こうした事態を受け、同市の上地克明市長は米軍に再発防止を要請した。

米軍専用施設は沖縄や神奈川県、青森、山口など13都道府県にある。法務省によると、昨年1年間に全国の検察庁に危険運転致死傷や過失運転致死傷の罪で送致された米軍関係者は192人。このうち19人が起訴された。伊藤さんが事故で亡くなったから18日で1年。母は強く願う。「悲しい事故が何度も起きていく。この不条理な運用を見直してほしい。息子の死が無駄にならないように」

(玉那覇長輝)